

令和7年度 自己点検評価結果

1 自己点検評価の目的

看護師養成所の責務として教育水準の維持・向上を図り、学則第1条に規定する本学院の目的及び使命を果たすため、教育活動及び学院運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を基に改善に繋げるための取組として位置づけている。

2 自己点検評価の内容

令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月に専修学校における学校評価ガイドライン（以下「ガイドライン」）が改正された。ガイドラインでは、「専門学校の自己点検評価・第三者評価の項目、基準の例」が示され、大項目（6項目）と小項目（19項目）、評価の基準（35項目）が設定されている。将来の第三者評価を実施することを踏まえて、今年度はガイドライン中附属資料2の基準に基づき、教職員には無記名での評価を依頼した。

評価は、3段階とし、「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とした。

3 自己点検評価結果のまとめ

（1）大項目別の平均を表1と図1にまとめ、大項目別の評価割合を図2に示した。また、評価基準別の平均は表2に示した。

大項目別の平均で最も高いのは「教育理念、目的、目標の設定等」2.6、最も低いのは「教育実施組織・教員」2.3であり、全体としてはおおむね基準を満たしているとの評価であった。

なお、ガイドラインの基準をそのまま利用したことから、本学院の目的や経過とかけ離れている部分があり、評価に困難を感じる箇所もあった。

表1 大項目別平均

大項目	小項目	大項目別平均
1 教育理念・目的・目標	教育理念、目的、目標の設定等	2.6
2 教育課程、教育の実施、学修成果	教育課程の編成と授業科目	2.5
	教育の実施	
	単位・卒業認定	
3 学生の受入れ、学生支援	学修成果目標の達成状況	2.5
	学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	
	自主的な学習の促進に対する支援	
4 教育実施組織・教員	多様な学生に対する支援	2.3
	学生生活に関する支援	
	教員の配置、募集、採用	
5 教育環境	教員の組織編制等	2.5
	教員の資質の向上	
	教育環境の整備	
6 教育活動の基盤と改善・向上の取り組み	安全対策、防災組織	2.4
	施設・設備等の点検、改善等	
	中期事業計画と財務基盤	
	学校運営	
	学校評価の実施と改善活動	
	社会からの理解と情報の公表	

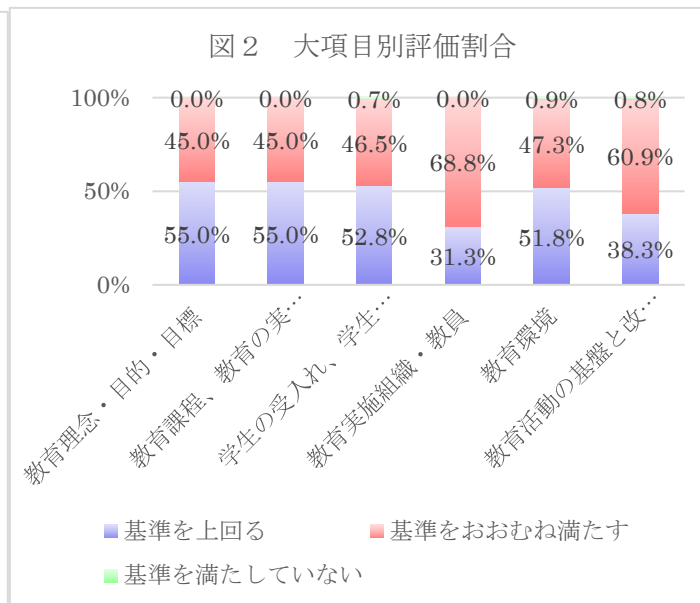
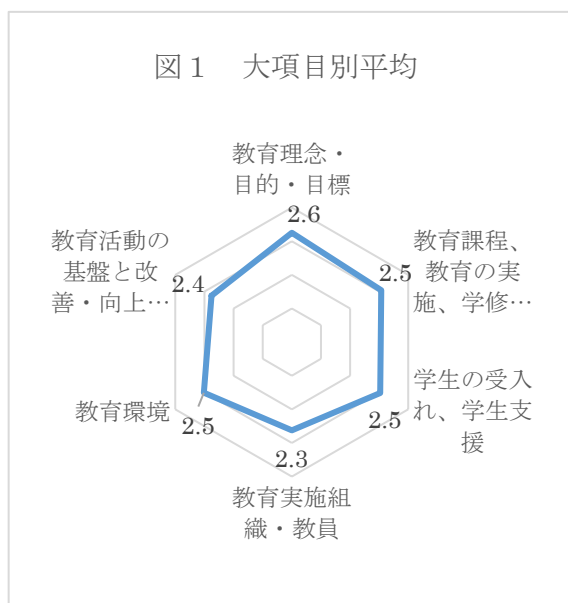


表2 評価基準別平均

	小項目	評価の基準	評価基準別平均
1	教育理念、目的、目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	2.6
2	教育課程の編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	2.6
	教育の実施	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	2.6
	単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2.6
	学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	2.4
学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。		2.5	
3	学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	2.8
		学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	2.8
	自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	2.5
	多様な学生に対する支援	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	2.1

3	学生生活に関する支援	カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	2.5
		留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	2.5
		学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	2.5
		学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	2.6
		学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	2.4
4	教員の配置、募集、採用	教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	2.5
		教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時間数を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	2.3
	教員の組織編制等	学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	2.3
		教員間で連携、協力体制を構築していること。	2.3
	教員の資質の向上	学校の教育活動の改善、工夫を行うFD（Faculty Development）などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	2.3
5	教育環境の整備	教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	2.4
		学生の学習支援のための施設（自習室等）を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	2.6
		図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	2.8
	安全対策、防災組織	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	2.5
		火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	2.5
	施設・設備等の点検、改善等	施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	2.5
		施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	2.4
6	中期事業計画と財務基盤	当該専修学校が策定している中長期的な計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	2.3
		当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	2.5
	学校運営	学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	2.4
	学校評価の実施と改善活動	学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	2.4
		学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	2.4
		学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	2.3
	社会からの理解と情報の公表	当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	2.5
		教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	2.3

(2) 大項目別評価

1 教育理念・目的・目標 (2.6)

全体平均は 2.6 であり、おおむね基準を満たしていると評価している。本学院は、「人間の尊厳」を核として、地域で暮らす人々が持てる力を発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援できる看護実践者として、十勝地域の保健・医療・福祉の向上発展に貢献できる専門職業人を育成することを教育理念としている。教職員が教育理念、目的、目標に基づいて、専門職業人としての倫理観と責任ある行動を求め、看護師の使命と役割を果たせる人材の育成に努めている結果であると考え

2 教育課程、教育の実施、学修成果 (2.5)

全体平均は 2.5 であり、おおむね基準を満たしていると評価している。新カリキュラムを構築する際、目指す看護実践者の育成を念頭に教育課程を編成し、目標達成に向けた教育活動に尽力している結果であると考え

3 学生の受入れ、学生支援 (2.5)

全体平均は 2.5 であり、おおむね基準を満たしていると評価している。なかでも、学生募集及び入学者の選抜と定員の確保は 2.8 と高い評価である。入学者選抜委員会を組織し、明確な選抜基準等に基づく公正な選考と合否の決定をしている。また、学院内に受験生確保対策推進委員会と学院広報推進委員会を設置し、オープンキャンパスや広報活動を継続的に実施している。さらに、在学生で組織する「学院 PR 部」を創設し活動を開始したことなど、教職員全体で学生の受入れに努めてきた結果であるといえる。

一方で、多様な学生に対する支援は 2.1 と低い評価であった。社会人経験者の受入れについては今後も体制の整備など改善を進める必要はあるものの、海外からの留学生の受け入れなどについての問いについては本学院の設置の経緯等とかけ離れていることから低い評価となった。

4 教育実施組織・教員 (2.3)

全体平均は 2.3 であり、おおむね基準を満たしていると評価している。大項目平均の中で最も低い結果であった。学習支援の必要な学生が増え、学生指導に要する時間が増加している。特に、学生が実習目標を達成し、看護の役割と責任を果たすための個別的な支援が年々難しくなっている。教職員間の連携、協力体制をより高めるとともに教員の教育力向上のための取組が必要である。

5 教育環境 (2.5)

全体平均は 2.5 であり、おおむね基準を満たしていると評価している。今後も良好な学習環境を提供できるよう、十勝管内構成市町村及び関係機関と協議の上、学院運営を適切に進めていく。また、安全管理として防災危機管理委員会を組織し、毎年、「防災等の手引き」を更新しながら防災訓練及び交通安全講演会を開催するなど、安全意識の向上に努めていく。

6 教育活動の基盤と改善・向上の取組 (2.4)

全体平均は 2.4 であり、おおむね基準を満たしていると評価している。大項目平均の中で 2 番目に低い評価であった。本学院は十勝 19 市町村により設立されており、看護職を目指す人材の確保と十勝地域への貢献を果たす専門職業人の育成を使命としている。市町村の財政が厳しい状況下において、限られた資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的な運営を進めるとともに、教育の質を高め、設立の目的を達成することが求められる。

<今後の課題>

教員の教育力の向上 — 研修体制の整備